入札実施要領

１　入札に付する事項

（１）売払物品

除雪機械　２台売払

（２）車両一覧

物品番号	車　名	型　式	登録番号
第１号	川崎　除雪ドーザ	８０Ｎ１	福井００の２５０３
第２号	日野　凍結防止剤散布車	ＢＤＧ－ＧＸ７ＪＧＷＡ	福井８００は７７５

※詳細は、別記目録（Ｐ６、７）を参照してください。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者でないこと。

（２）　入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（３）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（４）令和６年度および令和７年度に、福井県と道路除雪作業に関する契約実績があること。

３　入札参加申込みに関する事項

この入札に参加しようとする者は、申込書に必要書類を添えて次のとおり提出してください。

（１）入札参加申込書の交付期間および交付場所

交付期間　　公告の日から令和８年１１月１１日（水）１７時まで

交付場所　　福井県総務部財産活用課　財産グループ

上記のほか、財産活用課のホームページからもダウンロードができます。

（２）入札参加申込書の提出期限および提出場所

提出期限　令和８年１１月１１日（水）１７時まで

提出場所　〒９１０－８５８０

福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県総務部財産活用課　財産グループ
電話　０７７６－２０－０２５１

（３）提出方法

持参または郵送【提出期限必着】

（郵送の場合は、書留郵便を利用すること。）

（４）提出書類

①入札参加申込書（別添様式１）

②誓約書（別添様式２）

③入札保証金免除申込書（別添様式３）（４（７）イに該当する場合）

④令和６年度および令和７年度の福井県と締結した道路除雪作業委託契約書（写）

４　入札に関する事項

（１）入札心得書等

入札心得書その他関係書類の内容を熟知した上で、入札に参加してください。

（２）入札日時および入札場所

入 札 日：令和８年１１月１７日（火）
入札時間：下記参照
入札場所：福井県庁６階入札室（福井市大手３丁目１７－１）
受付場所：福井県庁６階財産活用課（　　〃　　）
受付時間：下記参照

物品番号	案件名	入札時間	受付時間
第１号	大型特殊自動車　除雪ドーザ （川崎）　１台売払	午前 9 時 40 分	午前 9 時 10 分～ 午前 9 時 30 分
第２号	普通特種自動車　凍結防止剤散布車 （日野）　１台売払	午前 10 時 00 分	午前 9 時 30 分～ 午前 9 時 50 分

※複数の入札に参加する場合は、受付は１回のみでよい。

（３）入札当日の持参品

①入札書（別添様式４）

※会社印および代表者印を押印すること。

②入札参加者の本人確認書類（運転免許証等）

※代理人が参加する場合は代理人のものが必要となります。

※当日コピーをとらせていただきます。

③委任状（別添様式５）

※法人の代表権がない方が入札される場合に必要となります。

④印鑑

※代理人により入札する場合は、本人の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。

⑤入札保証金

※免除要件に該当する場合は不要

⑥筆記用具（黒のペンまたはボールペン）

（４）入札の無効

上記２にある入札に参加できる資格を有しない者が行った入札および次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア　納付すべき入札保証金を納付していないときまたは不足しているとき

イ　入札者またはその代理人が２以上の入札をしたとき

ウ　２人以上の代理をする代理人が入札をしたとき

エ　入札者が不正な利益を得るために談合したと認められるとき

オ　入札に際し不正な行為があったとき

カ　入札書の金額その他要点が確認できないとき

キ　入札書の記名および押印が誤脱または不明なとき

ク　前各号に掲げるもののほか、入札心得書、関係法令・規則等に違反したとき

（５）再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとします。

（６）入札保証金

入札保証金として、令和８年１１月１７日（火）の９時１０分から９時３０分までに、契約希望金額（入札書記載金額の１００分の１１０）の１００分の５（当該金額に端数があるときは、千円に切り上げた金額）以上を納入すること。開札後、入札保証金額が足りない場合は、その入札書は無効とします。

ア　納付方法

現金もしくは国債、地方債のほか次の各号の一に掲げる担保を、入札開始前に福井県総務部財産活用課　財産グループに、納付もしくは提供する。

（ア）政府の保証のある債券

（イ）日本銀行が適格担保として認める社債、ただし、無記名のものに限る。

イ　落札した場合

落札者の入札保証金は、契約締結後還付します。落札者の都合で契約できないときには、福井県に帰属するものとします。

なお、入札保証金は契約保証金に充当することができます。

ウ　落札しなかった場合

落札者以外の入札参加者には、入札終了後、即日還付します。

（７）入札保証金の免除

次に掲げる場合において、入札保証金を免除します。

ア　入札参加者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ　福井県財務規則第１４６条第３項に規定する名簿（競争入札参加資格者名簿）に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

５　落札者の決定に関する事項

（１）有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高価格の者を落札者とします。

（２）前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を

もって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

６　契約に関する事項

（１）契約締結

落札通知後、７日以内に契約を締結するものとし、期日までに契約しないときは、落札者は落札者としての権利を失います。また、その場合入札保証金は福井県に帰属することとなります。

なお、契約にかかる費用は、落札者の負担とします。

（２）契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の１００分の１０（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額）以上の金額を納入してください。

ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

ア　契約金額が、即納されるとき。

イ　契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

ウ　過去２年間に国、地方公共団体、県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

また、契約保証金は契約の履行完了後に還付する。

７　売払物品の現物確認に関する事項

（１）　所在地、日時、連絡先

物品番号	案件名	所在地	現物確認日時
第１号	大型特殊自動車　除雪ドーザ（川崎）１台売払	福井県木田職員住宅駐車場(福井市木田３丁目 601)	令和８年 11 月６日（金） 11 月９日（月） 各日 10 時～16 時
第２号	普通特種自動車　凍結防止剤散布車（日野）１台売払		

申込先：　物品番号１、２号　　総務部財産活用課　TEL：0776-20-0251（担当：山形）

※　売払物品確認希望者は、確認日の前日までに各担当者に連絡を行い、立会等について確認を行うこと。

※　試乗はできません。

※　現物確認をしなくても、入札には参加可能ですが、各種事項は全て了知されているものとみなします。

８　その他に関する事項

（１）売払物品の引渡し

売払物品は、契約締結後に福井県が発行する納入通知書による売払代金の納入を確認した後、その所在する場所において現状のまま引渡すものとします。なお、引渡しに係る費用はすべて落札者の負担とします。

（２）移転登録

売払物品の輸送費その他登録にかかる諸費用は、落札者の負担とします。

売買代金納入豪、移転登録（名義変更）は落札者が行うこととします。

（移転登録に必要な書類はお渡しします。）

（３）所属表示の消去

売払物品を引渡し後、「福井県」等、車体に文字書きがある場合は搬出期限までに落札者が消去することとします。（消去後の状態について、福井県の確認を受けること。）

（４）売払物品の搬出

売払物品は、令和９年１月１５日（金）までに７（１）の所在地から搬出すること。

（搬出後（3）の文字消しを行う場合は、「福井県」の文字が見えない状態にして搬出すること。）

（５）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア　落札者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号。以下「条例」という。）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに福井県に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

（６）その他

引渡しを受けた除雪機械は、福井県内における道路除雪作業に少なくとも令和１０年３月３１日まで使用すること。ただし、今回売払対象の除雪機械を引き渡すことにより、福井県および県内市町との除雪契約を確約するものではない。

また、県内道路除雪作業への使用を証する資料（必要提出書類は以下のとおり）を令和１０年４月１日から令和１０年４月２８日までの間に最寄りの土木事務所に提出すること。

※引渡しを受けた除雪機械は、自社で使用することに限らず、福井県内における道路除雪作業に使用するのであれば、他者への譲渡・賃貸も可能とする。

（福井県内の道路除雪作業への使用を証する資料）

自社で使用する場合	**・自社と福井県または県内市町との除雪契約書の写し** **・車検証の写し**（令和 10 年 3 月 31 日現在有効なもの）
譲渡する場合	**・自社と譲渡先との除雪機械の譲渡契約書の写し** **・譲渡先と福井県または県内市町との除雪契約書の写し** **・車検証の写し**（令和 10 年 3 月 31 日現在有効なもの）
賃貸する場合	**・自社と賃貸先との除雪機械の賃貸借契約書の写し** **・賃貸先と福井県または県内市町との除雪契約書の写し** **・車検証の写し**（令和 10 年 3 月 31 日現在有効なもの）

提出時期：令和１０年４月１日～令和１０年４月２８日

提出先：最寄りの土木事務所